

国会等移転・県土利用対策
特別委員会

報 告 書

平成 1 6 年 2 月

国会等移転・県土利用対策特別委員会

目 次

はじめに	1
委員会の活動状況	2
今後の課題と取り組み	
1 国会等移転に対する理解促進のために	5
2 国会等移転についての働きかけ	6
3 総合的な県土利用のために	7
おわりに	10
委員会委員名簿	12
調査関係部課	13

(参考資料)

- ・ 首都機能移転実現に関する要望 (H15.5.26) 北東協議会
・ ・ ・ ・ ・ 14
- ・ 国会等移転の早期実現を求める意見書 (H15.6.30) ・ ・ ・ 16
- ・ 首都機能移転実現に関する要望 (H16.2.16) 北東協議会
・ ・ ・ ・ ・ 17

はじめに

国会等移転審議会の答申を受け、衆議院の特別委員会は、平成14年5月を目途に結論を得るべく検討を進めることを決議したが、取りまとめることは出来ず、平成15年の通常国会において移転の是非について改めて決議することとしていた。

しかしながら、衆参の特別委員会はその通常国会において、移転は実現すべきとしながらも、引き続き両院の密接な連携の下、議論を進めるべきとする中間報告をまとめるにとどまり、またも結論は先送りとされた。その後、議論の場は「国会等の移転に関する政党間両院協議会」に移されている。

東京都をはじめ、移転に反対する8都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）は、国会等移転計画の白紙撤回を求めるアピール文を取りまとめ公表した。

本委員会は、こうした状況にあって、本県として今後どのような活動をしていくべきか、検討してきたところである。

また、新都市づくりに向けた調査研究や国会等移転候補地における土地利用対策にも取り組んできた経過を踏まえた、県土利用のあり方についても、検討を行ってきた。

本報告書は、国会等移転の実現に向けた今後の取り組み、及び新たな社会経済情勢と多様な地域特性に対応した将来の県土利用のあり方について検討してきたところを併せて報告するものである。

委員会の活動状況

- 1 平成15年5月21日(金)〔第1回委員会、定例会中〕
 - (1) 第271回臨時会において、本委員会が設置され、委員が選任された。
 - (2) 正副委員長の互選の結果、委員長に大島和郎委員が、副委員長に阿久津憲二委員が当選した。
 - (3) 首都機能移転北東地域県議会連絡協議会の委員7名を選任した。

- 2 平成15年5月26日(月)〔北東協総会、閉会中〕

第16回首都機能移転北東地域県議会連絡協議会総会を東京都千代田区の都道府県会館で開催した。

平成14年度事業経過報告及び決算を承認した。

平成15年度事業計画及び予算を承認した。

今後の事業計画は国会等の動向を見極めて執行することで正副議長に一任された。

「首都機能移転実現に関する要望」を採択し、関係者への要望活動を実施した。

- 3 平成15年6月2日(火)〔第2回委員会、閉会中〕
 - (1) 委員会席を決定した。
 - (2) 重要テーマを次の2件と決定した。

「栃木・福島地域」への国会等移転促進に向けた調査研究について

総合的な県土利用の調査研究について
 - (3) 年間活動計画を決定した。
 - (4) 国会等移転をめぐるこれまでの取り組みについて、企画部次長兼企画調整課長から報告を受け、質疑を行った。

- 4 平成15年6月25日(月) [第3回委員会、定例会中]
- (1) 国会等移転関係の最近の動きについて企画部次長兼企画調整課長から説明を受け、質疑を行った。
 - (2) 「国会等移転の早期実現を求める意見書(案)」について協議し、委員会として意見書案を提出することを決定した。
 - (3) 北東地域首都機能移転モデル都市構想について、国会等移転対策室長から説明を受け、質疑を行った。
- 5 平成15年7月29日(火) [第4回委員会、閉会中]
- (1) 西那須野町のサンスタワーにおいて、本県の移転先候補地について説明を受け、現地調査を行うとともに、現地委員会を行った。
 - (2) 黒磯市の明治の森・黒磯(道の駅)及び青木周蔵別邸の現地調査を行った。
- 6 平成15年9月2日(火)～3日(水)[第5回委員会、閉会中]
- (1) 岐阜県議会事務局において、岐阜県首都機能移転対策特別委員会委員長及び小川委員と意見交換を行った。
 - (2) 岐阜県土岐市の岐阜県の国会等移転先候補地の現地調査を行った。
- 7 平成15年10月1日(水) [第6回委員会、定例会中]
- 監視区域の指定解除及び国会等移転に係る取り組みを踏まえた県土利用計画について、土地利用対策課長から説明を受け、質疑を行った。

- 8 平成15年11月17日(月) [第7回委員会、閉会中]
新たな国土計画体系における県土利用計画について、土地利用対策課長から説明を受け、質疑を行った。
なお、委員会終了後、かねてから県内に国際ハブ空港の適地があることを前提に研究を重ねていた「国際ハブ空港問題研究会」を招いて、貨物に重点を置いた国際空港について、勉強会を行った。
- 9 平成15年12月9日(火) [第8回委員会、定例会中]
国会等移転・県土利用対策特別委員会報告書(案)の検討を行った。
- 10 平成16年2月16日(月) [北東協総会、閉会中]
第17回首都機能移転北東地域県議会連絡協議会総会及び北東地域への首都機能移転の早期実現に関する意見交換会を東京都千代田区の赤坂プリンスホテルで開催した。
「首都機能移転実現に関する要望」を採択した。
北東地域への首都機能移転の早期実現に関する意見交換会において要望書を渡すとともに、意見交換を行った。

今後の課題と取り組み

1 国会等移転に対する理解促進のために

(1) 現状における移転の意義

国会等の移転に関する法律の前文には、「政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏への過度な集中などにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている」とある。

この法律が議員発議により平成4年に制定されてから、十年以上の歳月が流れた。

この間、地方分権一括法の成立や、三位一体改革の方針決定など、国においては地方分権その他の行財政改革が推進されてはいるが、終息したかに見えた東京圏への人口流入も、現在では再び東京都心へ人口が回帰するなど、移転法の前文が指摘するような状況は依然として存在しており、国会等移転の意義や必要性はいささかも薄れていない。

むしろ、地震等の大規模自然災害やテロなどの危険性は高まっていると言うべきであり、国会はこうした現状を直視し、政治の責任を果たすべきである。

(2) 北東地域との連携による理解の促進

栃木・福島両県をはじめとして、茨城県、宮城県、山形県の県議会議員で構成する「首都機能移転北東地域県議会連絡協議会」については、既に16回の総会を重ね、国会議員等に対して積極的な働きかけを行ってきている。

本委員会としては、栃木・福島地域が最良の移転先候補地であると認識し、移転を推進しているが、国会等が移転した場合に、その機能を最大限に発揮するためには、広域仙台圏や常磐軸と連携した広域連携を活用することが必要である。

そのためにも、北東地域各県の理解と協力は欠かせないものであり、執行部においても北東地域首都機能移転5県知事会議を中心に積極的に情報の収集・提供に努め、各県の県民の理解が促進されることを望む。

2 国会等移転についての働きかけ

(1) 国への継続的なアピール

国会等移転について、最終的に決定するのは言うまでもなく国会であるが、平成2年の衆参両院における移転決議以降、数次にわたる国政選挙の結果、現在の国会議員のうち当時在籍していた者は、わずか24%にすぎない。

本県議会としては、移転実現を迫るべく、これまで意見書の提出など様々な形で国会に対し要望活動を行ってきたところであるが、今後も本県選出国会議員を巻き込みながら、国会議員一人ひとりに対し継続的に移転実現をアピールしていく必要がある。

(2) 3候補地の連携によるアピール

国会審議の状況からすれば、移転先地の決定より以前に、国会において改めて移転推進の決議が行われることが前提となっている。

平成15年6月に設置された「国会等の移転に関する政

党間両院協議会」においては、その決議の方法等について検討がなされている状況であるが、これに向け3候補地が連携して取り組んでいくことの重要性は高まっている。

執行部においては、関係8府県の知事会議において共同事業を展開しているところであるが、今後は県議会としても連携した取り組みについての検討が必要となってくるものとする。

ただし、国会等移転審議会での最高評価もさることながら、他候補地を視察した印象によれば、環境との共生という21世紀の大きな視点ひとつとってみても、栃木・福島地域、なかんずく那須野ヶ原に勝る移転先地は無いことを付言しておく。

3 総合的な県土利用のために

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、グローバル化、環境制約の顕在化など、これまでにない新たな時代の潮流を迎えつつあり、経済社会システム、行政システムなどあらゆる分野において、新たな対応が求められている。

国においては、全国総合開発計画、国土利用計画等からなる国土計画についても、国民の積極的参加の下、国、地域が連携しつつ、国土づくり、地域づくりに取り組み、よりよい国土を次世代に継承すべく、国土の利用、開発、保全に関する総合的な計画への転換、計画の指針性の充実、国と地方の役割分担の明確化といった新たな国土計画体系の方向性を打ち出したところである。

(1) 国土計画体系について

平成10年3月に閣議決定された「21世紀の国土のグランドデザイン」の中で、国土計画の理念の明確化や地方分権等の諸改革への対応、指針性の充実等により、21世紀に向けた新たな要請にこたえ得る国土計画体系の確立を目指すこととされた。

平成14年11月には、国土審議会において、「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」に関する報告がとりまとめられ、現在、国では、21世紀の国土づくりを担う国土計画体系の確立に向けた議論が、活発に行われている。

基本的な考え方は、人口構造や経済状況等を踏まえ、「開発」重視から「利用・開発・保全」の指針としての一つの国土計画へと転換し、全国総合開発計画と国土利用計画（全国計画）を統合し、全国、広域ブロック、都道府県、市町村までの一連の計画の体系化を図るものとしている。さらに、国の計画策定への参加や計画の変更に際し、国と地方公共団体の双方向の意見交換を具体化する仕組みとするなど、国と地方の対等なパートナーシップを基軸とした開かれた計画を目指している。

加えて、基本計画としての指針性を向上させ、「策定・推進・評価」のプロセスを踏むことで、計画の進行管理を行おうとするものである。

これらの基本的な考え方をもとに、国土計画体系の抜本の見直しをすることにより、国土の新たな整合性と活力を創り出そうとするものである。

（2）県土地利用計画について

国土利用計画栃木県計画は、国土利用計画法に示された

国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、均衡ある県土利用の確保を図るため策定されたものであり、県土利用に関する行政上の指針となっている。

この計画は、国土利用計画全国計画を基本とし、栃木県総合計画（とちぎ21世紀プラン）との整合を図り策定したもので、土地利用の基本方向を示す栃木県土地利用基本計画や国土利用計画市町村計画の基本となっている。

また、那須地域の16市町村においては、国会等移転候補地の土地対策の一環として、自然環境や農林業的土地利用との調和を図りながら適正な土地利用を推進するため、平成11年度から土地利用調整基本計画の策定に取り組んできた。平成13年度には計画策定を終了し、これら計画の実現を目指して土地利用を誘導するための運用を開始した市町村もある。

現在、地方分権の流れの中で、土地利用にかかる権限の自治事務化や市町村への権限委譲が進められており、市町村レベルでの総合的な土地利用計画の整備・充実が求められている。

市町村土地利用調整基本計画は、既存の土地利用制度を補完し、市町村の創意や工夫を生かしながら土地利用の調整や誘導を進めるうえで大きな役割が期待されるもので、地域の主体的な土地利用の推進のためにも、今後、他市町村にも普及する必要がある。

したがって、県は、これらの計画が実効性あるものとなるため、積極的な支援を行うとともに、現在、国において調査審議されている国土利用計画全国計画の改定を踏まえ、県計画についても見直しを行う必要がある。

おわりに

先の総選挙において、国会等の移転については大きな争点にもならず、国民や国会における関心度が低下しつつあることは否めない。

しかしながら、再三にわたり本委員会が指摘してきたように、移転の意義・必要性は厳然として存在し、特に大地震やテロなどの災害に対し、果たして東京都などが言うように8都庁市の中だけで十分な危機管理体制がとれるのか、警鐘を鳴らし続けることが必要と考える。

国会等の移転は、日本再生を促す構造改革の最たるものであり、国は経済状況の如何にかかわらず、今こそ国会等の移転を決断しなければならない。

我々は、地方分権という大きな流れの中で、「とちぎから創る21世紀の日本」という気概を忘れず、粘り強く国会等の移転実現に向け、取り組んでいくことが必要である。

現在、国において国土計画体系についての検討が行われており、これまでの「地域づくりの中央依存構造を助長する」、「地域の個性を喪失させる」、「住民参加の視点が不足している」などの批判を踏まえ、抜本的見直しが行われているところである。

今後、さらに、審議が進められることになるが、国と地方の対等なパートナーシップを基軸とした、開かれた計画づくりを見直しの基本的な考え方とするなど、「地方」の主体的な参加が可能となり、県や市町村の意思が反映される体系になると期待される。

また、国会等移転候補地である那須地域において、他の市町村に先んじて市町村土地利用調整基本計画が策定されている。これは、市町村が自ら積極的に、個別土地利用計画や開発行為等の調

整、誘導の基本となる計画を策定したものであり、市町村の創意や工夫を生かすためにも大変有効である。

県は、今後、市町村が計画を策定する場合には、積極的に協力し、また、それら市町村の計画を踏まえた上で、県民にとってより有益な県土の利用計画を検討していくことを強く期待するものである。

委員会委員名簿

委員長 大島和郎

副委員長 阿久津憲二

委員 一木弘司
郡司彰
小瀧信光
相馬憲一
本多勝美
青木克明
青木務
手功一
菅沼清
広瀬寿雄
板橋一好

調査関係部課

企画部

企画調整課

土地利用対策課

首都機能移転実現に関する要望

首都機能移転は、東京一極集中を是正し、地方分権をはじめとする国政改革の推進、我が国の災害対応力強化の観点から、極めて重要な意義を有するものである。

特に、都市機能を混乱に陥れる地震等の大規模災害をはじめ、テロや外部からの武力攻撃等に対する危機管理体制の充実強化が重要かつ緊急の国家的課題である。

「栃木・福島地域」は、すでに高速交通網が整備され、東京まで1時間という地理的利便性に加え、複数の交通ネットワークが充実し、東京との緊密な連携のもと、広大な国公有地を活用することにより、コストを抑え、早期に移転を実現することができる地域である。

国会においては、極めて意義のある首都機能移転について認識いただき、平成15年の今国会本会議において、必ずや移転推進の決議がなされ、「栃木・福島地域」への移転が実現することを強く期待しているところである。

よって、我々首都機能移転北東地域県議会連絡協議会は、国会等移転審議会から最高の評価を得た「栃木・福島地域」への移転を、早期に実現するよう国会及び政府に強く要望する。

平成15年5月26日

首都機能移転北東地域県議会連絡協議会

会 長 山 口 武 平

副会長

北東地域首都機能移転宮城県議会協議会

会 長 大 沼 迪 義

副会長

山形県議会行財政改革・危機管理対策特別委員会

委員長 田 辺 省 二

副会長

福島県議会北東地域首都機能移転対策議員団

団 長 渡 辺 敬 夫

会 長

茨城県議会首都機能移転促進協議会

委員長 山 口 武 平

副会長

栃木県議会国会等移転・県土利用対策特別委員会

委員長 大 島 和 郎

議 第 二 号

国会等移転の早期実現を求める意見書

国会等の移転については、平成二年に自らその決議を行って以来、「国家百年の大計」として議論が重ねられてきたところであるが、誠に遺憾ながらいまだに結論を得るに至っていない。

この間、災害対応力の強化、東京一極集中の是正、地方分権の推進など、国会等の移転の意義は年々その重要性を増してきている。

このような状況にもかかわらず、このまま移転の決定を先送りすることは、国権の最高機関としての責務にかんがみ、到底容認されるものではない。

国会等の移転は、我が国の出口のない閉塞状況を打破する「究極の構造改革」であり、過日衆参両院の特別委員会がまとめた「中間報告」では、共に移転を実現すべきとしている。

よって、国会及び政府においては、国会等移転の実現に向け、左記の事項について早急に対応するよう、ここに強く要請する。

記

- 一 衆参両院の特別委員会の「中間報告」を踏まえ、国会全体として議論を進め、早急に移転の決議を行い移転先候補地の決定を行うこと。
 - 二 移転先候補地の決定にあたっては、国会等移転審議会の答申を十分尊重すること。
 - 三 特に国家の危機管理対策の緊急性にかんがみ、その中枢機能たる国会などを、東京都との連携に優れた「栃木・福島地域」に早期に移転すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月三十日

栃木県議会議長 梶 克 之

内閣総理大臣
国土交通大臣
衆参両院議長

} あて

首都機能移転実現に関する要望

首都機能移転は、東京一極集中を是正し、地方分権をはじめとする国政改革の推進、我が国の災害対応力強化の観点から、極めて重要な意義を有するものである。特に、都市機能を混乱に陥れる地震等の大規模災害をはじめ、テロや外部からの武力攻撃等に対する危機管理体制の充実強化が重要かつ緊急の国家的課題である。

しかしながら、東京への人口及び各種機能の集中はますます顕著になってきており、一撃で壊滅する国家中枢機能の集中配置は、有事体制の観点からも危険性が大きく、首都機能移転の必要性はますます高まっているのが実態である。

国会においては、平成2年11月衆参両院における「国会等の移転に関する決議」以来、国自らがその責任において進めてきたものであり、また、今後も進めるべきものであるが、結論が再三にわたって先送りされていることは誠に遺憾である。

我が国の将来について責任を持つ立場の国会及び政府としては、目先の政治課題や政局に目を奪われることなく、国家百年の大計を真剣に考え、早急に首都機能移転の実行を決断すべきである。

「栃木・福島地域」は、地震災害等に対する安全性に優れていることに加えて、既に高速交通網が整備され、東京まで1時間という地理的利便性ととともに、複数の交通ネットワークが充実し、東京との緊密な連携を確保できる地域であり、広大な国公有地を活用することにより、コストを抑え、早期に移転を実現することができる地域である。

よって、我々首都機能移転北東地域県議会連絡協議会は、首都機能移転の早期決断とともに、国会等移転審議会から最高の評価を得た「栃木・福島地域」への移転を、早期に実現するよう国会及び政府に強く要望する。

平成16年2月16日

首都機能移転北東地域県議会連絡協議会

会 長 山 口 武 平

副会長

北東地域首都機能移転宮城県議会協議会

会 長 大 沼 迪 義

副会長

山形県議会行財政改革・危機管理対策特別委員会

委員長 田 辺 省 二

副会長

福島県議会地方分権・首都機能移転対策特別委員会

委員長 渡 部 讓

会 長

茨城県議会首都機能移転促進協議会

委員長 山 口 武 平

副会長

栃木県議会国会等移転・県土利用対策特別委員会

委員長 大 島 和 郎